

岐阜県公報

号外(一) 令和五年十月二十六日

目次

告示

知事指定薬物の指定

(業務水道課)

ページ

告示

岐阜県告示第四百二十九号

岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十六年岐阜県条例第五十六号。以下「条例」という。)第九条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和五年十月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 知事指定薬物の名称

1 N・メチル 1-(3-メチルフェニル)プロパン-2-アミン及びその塩類

(通称 3-MMA、3-Methylmethamphetamine)

2 1-(ペンゾ「d」1・3)シオキソール-5-イル)-2-(シクロヘキシルアミノ)ブタン-1-オン及びその塩類

(通称 N-Cyclohexylbutylone、Cybutylone)

3 N-(1-アミノ-3,3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル)-1-

(ペント-4-エン-1-イル)-1H-インダゾール-3-カルボキシアミド及びその塩類

(通称 ADB-4en-PINACA)

二 指定の理由

条例第二条第七号に掲げる薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがある

と認められるため。

三 指定の効力が発生する日

令和五年十月二十七日

令和五年十月二十六日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社